

令和6年度

市民税 特別徴収のしおり

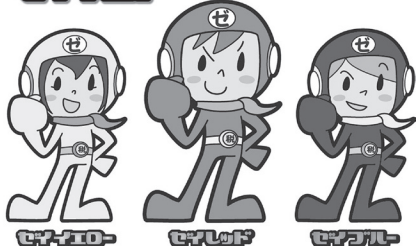
目次

特別徴収事務の取扱要領	P. 1
異動届出書の提出について	P. 2
転勤したかたがいたら	P. 2
退職したかたがいたら（一括徴収）	P. 3
退職したかたがいたら（普通徴収）	P. 3
就職・復職したかたがいたら（特別徴収に変更）	P. 4
特別徴収への変更可能月一覧表	P. 4
出国するかたがいたら	P. 5
納期の特例について	P. 5
納期の特例に係る申請書		
納入書の訂正等のしかた	...	P. 8~9
給与所得者異動届出書		
給与所得者異動届出書（特別徴収への変更依頼書）		
郵便局・ゆうちょ銀行の指定について		
名称・所在地等の変更届出書		

秋田市企画財政部市民税課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
直通電話 (018)888-5476
F A X (018)888-5474
<https://www.city.akita.lg.jp/>

セキキッズ



秋田市 税のイメージキャラクター

特別徴収事務担当者各位

日頃より、市民税・県民税の特別徴収にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

この「特別徴収のしおり」は、事務が円滑に進むようにポイントを整理し、届出に必要な書類を綴った冊子です。ご活用くださいますようお願いいたします。

また、このしおりは、令和6年1月現在の法令に基づいたものです。法令の改正等により、内容に変更がある場合があります。

秋田市 企画財政部 市民税課長

同封した書類について

紛失による再発行は行いませんので、大切に保管してください。

- 1 特別徴収納入書
- 2 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
- 3 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（納税義務者用）

※圧着方式となっています。中を開けずに本人へお渡しください。

市民税・県民税の特別徴収のしくみ

1 特別徴収とは

給与の支払者が所得税の源泉徴収と同じように、給与の支払いを受けるかた（納税者）から、毎月給与を支払う際に市民税・県民税を徴収し納入する制度です。

2 特別徴収義務者の指定

毎年4月1日現在で市民税・県民税の納税義務者に対して給与の支払いをし、所得税の源泉徴収義務者である者を、市長が特別徴収義務者として指定します。

留意事項について

- 1 納入金額に変更がある場合は、納入書の金額を訂正してご使用ください。納入書は再送されません。→P. 8をご参照ください。
- 2 東北6県以外の郵便局・ゆうちょ銀行で納入される場合は、納入される郵便局・ゆうちょ銀行へ指定通知書をご提出いただく必要があります。
なお、提出済の場合は再度ご提出いただく必要はありません。
- 3 過年度の通知については、令和5年6月以降、送付しておりません。

特別徴収事務の取扱要領

1 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（納税義務者用）の交付

人員等を確認し、各納税者へ中を開けずに速やかに交付してください。

※この通知書は、特別徴収義務者を經由して納税義務者へ通知していただくこととなっております（地方税法第321条の4）。

※すでに退職したかたの氏名が通知書に載っていた場合は、速やかに異動届出書をご提出ください。

2 就職・退職・転勤があったとき

「給与所得者異動届出書」をご提出ください。
→P.2～4をご参照ください。

3 事業所の名称・所在地等の変更があったとき

「特別徴収義務者の名称・所在地等の変更届出書」をご提出ください。

4 月割額の徴収

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」に各納税者の月割額を記載しております。

税額等をご確認のうえ、6月から翌年5月まで毎月給与から徴収してください。

5 月割額の納入

- (1) 各納税者から徴収した月割額の合計額を「納入書」により納入してください。
- (2) 独自の様式による納入書等をご使用の場合は、指定番号を必ずご記入のうえ、納入していただきますようお願いいたします。

6 納入期限

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日（日曜、祝日のときはその翌日、土曜のときは翌々日）です。

7 納入期限後の納入について

納入期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次のとおり延滞金が加算されます。

- (1) 延滞金計算の基礎となる額
税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (2) 延滞金の割合（年率）
 - ・納入期限の翌日から1か月を経過するまでの期間 延滞金特例基準割合※に1%を加算した割合
 - ・納入期限の翌日から1か月を経過した日から納付の日までの期間 延滞金特例基準割合※に7.3%を加算した割合。※延滞金特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年9月から前年8月までにおける平均として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示した割合に1%を加算した割合。
- (3) (2)により計算した金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
また、納入期限までに納付しないため督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

8 納入場所

- (1) 次の指定金融機関等

秋田市役所納税課 駅東サービスセンター(アルヴェ1階)	雄和市民サービスセンター 大正寺連絡所	みずほ銀行本店国内各支店 秋田なまげ農業協同組合各支店
北部市民サービスセンター	秋田銀行本店各支店	秋田信用金庫本店各支店
西部市民サービスセンター	北都銀行本店各支店	秋田県信用組合本店各支店
南部市民サービスセンター	岩手銀行秋田支店	東北労働金庫市内各支店
河辺市民サービスセンター	北日本銀行本店国内各支店	あすか信用組合秋田支店
岩見三内連絡所	七十七銀行秋田支店	

東北6県内の郵便局・ゆうちょ銀行（秋田県外の一部の簡易郵便局では納付できない場合があります。）
※東北6県以外の郵便局・ゆうちょ銀行で納入する場合は、指定通知書を提出していただく必要があります。

- (2) 記載以外の金融機関から納入される場合、振込手数料が有料となることがあります。
その場合、手数料は当市で負担しかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 地方税共通納税システムにより、ダイレクト納付等の電子納付が可能です。
詳細については、e L T A X (エルタックス) ホームページをご覧ください。

9 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受けるかたが、常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。申請書をご提出ください。

→P.5～をご参照ください。

※4月中に異動届を受付したかたの分については、転勤・退職処理後の通知となっておりますが、5月以降に受付したかたの分は処理が終了していないものがあります。

異動届出書の提出について

- 納税者が転勤・退職・休職等により給与の支払いを受けなくなった場合、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。
提出された異動届出書をもとに、特別徴収税額の変更通知書を送付いたします。転勤の場合は転勤先にも通知書を送付いたします。
(納入書は再送付されませんので、金額を訂正してご利用ください。)
- 給与所得者異動届出書様式は、秋田市ホームページからもダウンロード可能です。【広報ID (ページ) 番号 1002756】 秋田市 1002756 検索
PDFの他にもExcelの様式も掲載しておりますので、ご利用ください。(https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/1003649/1002756.html)
- 異動届出書はeLTAX (エルタックス) による電子申請も可能です。詳細はホームページをご覧ください。 エルタックス 検索
問合せ先：地方税共同機構 0570-081459 (ハイシンコク)
- 省資源化などの観点から、異動届出書に特記事項がない場合は、送付文書を省略いただいてもかまいません。

異動届出書を二つの市区町村に提出しなければならない場合があります!!

令和6年1月1日の住所A市	……………	令和6年度の住民税はA市で課税
令和6年7月30日B市に引越	……………	令和6年度の住民税はA市で継続
令和7年1月1日の住所B市	……………	給与支払報告書はB市に提出
令和7年2月19日退職	—————	令和6年度分の住民税を一括徴収するためA市に退職の異動届出書を提出
	—————	令和7年度分は特別徴収できないため、B市にも異動届出書を提出

転勤したかたがいたら……

- 1 転勤先で特別徴収を継続する場合は、お手数をおかけいたしますが、転勤先に月割額等をご連絡くださいますようお願いいたします。
- 2 秋田市の特別徴収義務者指定番号を持たない事業所において、令和6年度分の特別徴収を行う場合、異動届出書の最終提出期限は、令和7年3月18日となります。

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

-記入例-

		未申	普徴	他課	通納	資追	メモ	入力	確認
6年度									
7年度									

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

(宛先)	秋田市長	(給与支払義務者)	秋田市工業株式会社	特別徴収義務者指定番号	79999999
	令和6年11月5日	所在地	秋田市山王一丁目1番1号	法人番号又は個人番号	88888888888888
				係名	経理
				氏名	秋田 花子
				電話	(018) 863 - 2222

給与所得者	フリガナ	氏名	フリガナ	旧姓	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア-イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
	秋田	秋田	太郎		12,000	5,000	7,000	令和6年10月31日	<input type="checkbox"/> 退職等(体職含) <input type="checkbox"/> 死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 転勤	<input checked="" type="checkbox"/> 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 一括徴収(体職等退職者から全額徴収して納入する) <input type="checkbox"/> 普通徴収(異動を退職者本人が納入する)

一括徴収について		給与・賞与支払額	
一括徴収する理由		社会保険料控除額	
<input type="checkbox"/> 異動が12月31日までの期間で本人より申出があったため(月 日 申出) <input type="checkbox"/> 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため		退職日が属する年の1月1日からの金額を記入してください。	
一括徴収しない理由		氏名	
<input type="checkbox"/> 支払われる給与もしくは退職手当等が未徴収税額より少ないため <input type="checkbox"/> その他		死亡退職された場合 相続人 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	
		住所	

新しい勤務先(転勤先)で特別徴収を継続する場合、必ず記入してください。

右記転勤先へ	フリガナ	秋田サタキョウ	特別徴収義務者指定番号	7000000	☑有 ☐無
月割額	1,000	名称	(株)秋田産業	法人番号又は個人番号	77777777777777
11	月分から徴収するよう連絡済です。	所在地	秋田市山王本町2番1号		
		電話	(018) 800 - 1111		
		給与所得者受給者番号	6666		

※天神のみご記入ください

就職・復職したかたがいたら（特別徴収に変更）……

- 1 就職・復職などにより特別徴収に変更される場合、右の例を参考に、本人あてに通知した納付書兼領収済通知書を必ず添えてご提出ください。
※ 納税（納税変更）通知書および領収印が押印されている領収証書は本人が保管してください。
- 2 特別徴収の開始月については、特別徴収への変更可能月一覧表をご確認ください。
- 3 納期限を過ぎた期については、特別徴収に変更できません。
ご本人あてに送付された納付書兼領収済通知書でお納めくださいますようお願いいたします。
- 4 期が空欄の場合は、本市において決定させていただきます。

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

—記入例—

給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書
(特別徴収への変更依頼書)

	未申	普徴	他課	通納	資追	メモ	入力	確認
6年度								
7年度								

(宛先)	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称	秋田市工業 株式会社	特別徴収義務者 届出番号	<input checked="" type="checkbox"/> 有 79999999 <input type="checkbox"/> 無
秋田市長		所在地	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号	法人番号又は個人番号	88888888888888
令和6年10月2日				係	経理
				氏名	秋田 花子
				電話	(018) 863 - 2222

次の納税者について **4** 期以降 **11** 月分より特別徴収を希望します。

フリガナ	アキタ	タロウ
氏名	秋田 太郎	
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	50年8月1日
個人番号	999999999999	
受給者番号	6666	
住所	秋田市上町三丁目3番3号	
年税額	12,000 円	納付済額 9,000 円
		資料番号

異動届提出締切日	特別徴収変更可能月
6年 5月15日まで到着分	6月から
6年 6月13日まで到着分	7月から
6年 7月18日まで到着分	8月から
6年 8月20日まで到着分	9月から
6年 9月18日まで到着分	10月から
6年 10月17日まで到着分	11月から
6年 11月20日まで到着分	12月から
6年 12月18日まで到着分	1月から
7年 1月20日まで到着分	2月から
7年 2月13日まで到着分	3月から
7年 2月14日以降到着分	特別徴収に変更できません

*締切日を過ぎた場合、翌月からの変更となります。

注) 納期限を過ぎた期の分は特別徴収に変更できません。

特別徴収への変更可能月一覧表 締切日に間に合わなかった場合、翌月からの変更となりますので、ご了承ください。

異動届締切日	特別徴収変更可能月
令和6年 5月15日まで到着分	6月から
令和6年 6月13日まで到着分	7月から
令和6年 7月18日まで到着分	8月から
令和6年 8月20日まで到着分	9月から
令和6年 9月18日まで到着分	10月から
令和6年 10月17日まで到着分	11月から
令和6年 11月20日まで到着分	12月から
令和6年 12月18日まで到着分	1月から
令和7年 1月20日まで到着分	2月から
令和7年 2月13日まで到着分	3月から
令和7年 2月14日以降到着分	特別徴収に変更できません

出国するかがいたら……

納税義務がある個人等が何らかの事情により海外へ転勤・移住するときは、出国の日までに納税管理人を定める必要があります。納税管理人は、非居住者の申告や各種税金の納付等を行い、親族・友人・勤務先などを代理人として選任し、「納税管理人申告書」を提出する必要があります。

また、課税決定後に出国される場合も、納税管理人を定める方法か、1年分全額や出国以降の残額を本人の申出により一括徴収する方法がありますのでご説明ください（申告書様式は秋田市ホームページよりダウンロード可能です。）。

—記入例—

受付印

納税管理人申告書(市民税・県民税) 申告書提出日

令和 6 年 6 月 16 日

(宛先)
秋田市 市長

住所 秋田市上町三丁目3番3号
(ふりがな) あき た た ろ う
氏 名 秋 田 太 郎

令和 6 年度市民税・県民税について、地方税法第300条および秋田市市税条例第18条の規定により、下記の者を納税管理人と定めましたので申告します。

住所	秋田市上町三丁目3番3号	☎ 018 (888) 5476	
ふりがな	あき た はな こ	勤務先	秋田市役所
氏名	秋 田 花 子	☎ 018 (888) 5473	

承 諾 書 承諾日

令和 6 年 6 月 15 日

(宛先)
秋田市 市長

氏 名 秋 田 花 子

納税義務者 秋田太郎 の納税管理人を承諾しました。

納期の特例について

給与の支払いを受けるかが常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。

1 納入のしかた

6月から11月までの特別徴収税額 …………… 12月10日まで納入
12月から翌年5月までの特別徴収税額 …………… 翌年の6月10日まで納入

2 申請について

申請書に必要事項を記入の上、ご提出ください。
(既に納期の特例の承認を受けている事業所は、引き続き特例が適用になります。)

3 申請が却下になるとき

- (1) 給与の支払いを受けるかが、常時10人未満であると認められないとき
- (2) 現在市税の滞納があり、その滞納分の徴収が市において著しく困難であると判断されたとき
- (3) この申請の日前1年以内において市税の滞納等により納期の特例の取消しの通知を受けている場合

※ 納期の特例が適用になっている事業所で、給与の支払いを受けるかが常時10人未満でなくなったときは、特例が取消しになりますので申請書をご提出ください。

—記入例—

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に係る申請書

令和 6 年度 6 月分以降の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例について、地方税法第321条の5の2の規定による承認・承認の取消しを申請します。

(宛先)
秋 田 市 長

令和 6 年 5 月 21 日

給与(特別徴収義務者)の支払者

名称 秋田市工業 株式会社

所在地 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

特別徴収番号 17999999

法人番号又は個人番号 8888888888888888

代表者 役職 代表取締役
氏名 秋田 太郎

係 経理
連絡先 氏名 秋田 花子
電話番号 (018) 863-2222

この申請の日前6か月間の各月末の給与の支払いを受ける人員、支払金額(臨時勤務者の人員をカッコ内に記入してください)	令和 5 年 11 月	3 人(人) 920,000 円	5 年 12 月	3 人(人) 920,000 円	6 年 1 月	3 人(人) 920,000 円
	6 年 2 月	3 人(人) 920,000 円	6 年 3 月	3 人(人) 920,000 円	6 年 4 月	4 人(人) 1,240,000 円

現に市税の滞納がありまたは最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときその理由の詳細

この申請の日前1年以内において取消しの通知を受けたことの有無およびその他参考となる事項

備 考

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

給与の支払いを受けるかが常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。納期の特例の承認を受けている事業所で、給与の支払いを受けるかが常時10人未満でなくなったときは、特例が取消しになりますので申請書をご提出ください。

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に係る申請書

令和 年度 月分以降の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例について、地方税法第321条の5の2の規定による 承認・承認の取消し を申請します。

(宛先) 秋 田 市 長 令和 年 月 日	給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	名 称					特 別 徴 収 義 務 者 号		
							法 人 番 号 又 は 個 人 番 号		
		所 在 地	〒 ー	代 表 者	役 職				
				氏 名					
連 絡 先	係			氏 名					
				電 話 番 号 () ー					
この申請の日前6か月間の各月末の給与の支払いを受ける人員、支払金額（臨時勤務者の人員をカッコ内に記入してください）		年 月	人(人) 円	年 月	人(人) 円	年 月	人(人) 円		
		年 月	人(人) 円	年 月	人(人) 円	年 月	人(人) 円		
現に市税の滞納がありまたは最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときその理由の詳細									
この申請の日前1年以内において取消しの通知を受けたことの有無およびその他参考となる事項									
備 考									

給与の支払いを受けるかたが常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。納期の特例の承認を受けている事業所で、給与の支払いを受けるかたが常時10人未満でなくなったときは、特例が取消しになりますので申請書をご提出ください。

納入書の訂正等のしかた

当初の納入書の金額を**黒のボールペン**で訂正してご利用ください。

(納入書は再送付されませんのでご注意ください。)

記入例1 特別徴収税額の納入金額に変更があった場合

※金額欄に¥マークは記入しないでください。
金額に変更がない場合、納入金額欄に記入する必要はありません。

秋田県 秋田市 個人市民税 領収証書 ㊟ 個人県民税			秋田県 秋田市 個人市民税 納入書 ㊟ 個人県民税			秋田県 秋田市 個人市民税 納入済通知書 ㊟ 個人県民税		
市区町村コード 0 5 2 0 1 9	口座番号 02290-9-961016	加入者名 秋田市会計管理者	市区町村コード 0 5 2 0 1 9	口座番号 02290-9-961016	加入者名 秋田市会計管理者	市区町村コード 0 5 2 0 1 9	口座番号 02290-9-961016	加入者名 秋田市会計管理者
指定番号 70190010		納入金額(1) 728600	指定番号 70190010		納入金額(1) 728600	指定番号 1125065067019001000101900107-		納入金額(1) 728600
令和 6 年 6 月分			令和 6 年 6 月分			年 月 分 6 6 7 0 1 9 0 0 1 0		
納すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。		給与分 納 703600	納すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。		給与分 納 703600	納すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。		給与分 納 703600
退職所得分			退職所得分			退職所得分		
延滞金			延滞金			延滞金		
納期限 令和 6 年 7 月 10 日		額	納期限 令和 6 年 7 月 10 日		額	納期限 令和 6 年 7 月 10 日		額
合計額 703600			合計額 703600			合計額 703600		
(特別徴収義務者) 〒010-0951 所在地 秋田市山王一丁目1番1号		領収日付印	(特別徴収義務者) 〒010-0951 所在地 秋田市山王一丁目1番1号		領収日付印	(特別徴収義務者) 〒010-0951 所在地 秋田市山王一丁目1番1号		領収日付印
名称 秋田産業株式会社		様	名称 秋田産業株式会社			名称 秋田産業株式会社		納
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)			上記のとおり通知します。(受付店→秋田銀行秋田市役所支店(取りまとめ店)→秋田市)(秋田市保管)		

金額欄に¥マークは記入しないでください。

※納入金額を記入しない場合は、金額欄に記入しなくても構いません。

記入例2 特別徴収税額を予備の用紙で納入される場合

秋田県 秋田市 個人市民税 領収証書 ㊟ 個人県民税			秋田県 秋田市 個人市民税 納入書 ㊟ 個人県民税			秋田県 秋田市 個人市民税 納入済通知書 ㊟ 個人県民税		
市区町村コード 0 5 2 0 1 9	口座番号 02290-9-961016	加入者名 秋田市会計管理者	市区町村コード 0 5 2 0 1 9	口座番号 02290-9-961016	加入者名 秋田市会計管理者	市区町村コード 0 5 2 0 1 9	口座番号 02290-9-961016	加入者名 秋田市会計管理者
指定番号 70190010		納入金額(1) 23400	指定番号 70190010		納入金額(1) 23400	指定番号 1125065067019001000101900107-		納入金額(1) 23400
令和 6 年 6 月分			令和 6 年 6 月分			年 月 分 6 6 7 0 1 9 0 0 1 0		
納すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。		給与分 納 23400	納すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。		給与分 納 23400	納すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。		給与分 納 23400
退職所得分			退職所得分			退職所得分		
延滞金			延滞金			延滞金		
納期限 令和 6 年 7 月 10 日		額	納期限 令和 6 年 7 月 10 日		額	納期限 令和 6 年 7 月 10 日		額
合計額 23400			合計額 23400			合計額 23400		
(特別徴収義務者) 〒010-0951 所在地 秋田市山王一丁目1番1号		領収日付印	(特別徴収義務者) 〒010-0951 所在地 秋田市山王一丁目1番1号		領収日付印	(特別徴収義務者) 〒010-0951 所在地 秋田市山王一丁目1番1号		領収日付印
名称 秋田産業株式会社		様	名称 秋田産業株式会社			名称 秋田産業株式会社		納
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)			上記のとおり通知します。(受付店→秋田銀行秋田市役所支店(取りまとめ店)→秋田市)(秋田市保管)		

金額欄に¥マークは記入しないでください。

※納入金額を記入しない場合は、金額欄に記入しなくても構いません。

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収への変更依頼書)

	未申	普徴	他課	通納	資追	メモ	入力	確認
6年度								
7年度								

(宛先) 秋田市長 令和 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名称	〒 -	特別徴収義務者 指 定 番 号	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		法人番号又は個人番号					
		所在地		係			
				氏 名			
				電 話	()	-	

次の納税者について 期以降 月分より特別徴収を希望します。

フリガナ													
氏 名	氏 名												
生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成		年		月		日				
個人番号													
受給者番号													
住 所													
年 税 額	円						納 付 済 額	円					

異動届提出締切日	特別徴収変更可能月
6年 5月15日まで到着分	6月から
6年 6月13日まで到着分	7月から
6年 7月18日まで到着分	8月から
6年 8月20日まで到着分	9月から
6年 9月18日まで到着分	10月から
6年10月17日まで到着分	11月から
6年11月20日まで到着分	12月から
6年12月18日まで到着分	1月から
7年 1月20日まで到着分	2月から
7年 2月13日まで到着分	3月から
7年 2月14日以降到着分	特別徴収に変更できません

*締切日を過ぎた場合、翌月からの変更となります。

資料番号	
------	--

注) 納期限を過ぎた期の分は特別徴収に変更できません。

郵便局・ゆうちょ銀行の指定について

東北6県以外の郵便局・ゆうちょ銀行において特別徴収税額を納入する場合、本市の金融機関として指定する必要があります。

右記の「指定通知書」に納入する郵便局・ゆうちょ銀行名および貴事業所名を記入の上、郵便局・ゆうちょ銀行へ提出してください。

既に指定されている場合は引き続き利用できます。ただし、郵便局・ゆうちょ銀行の名称の変更等があった場合、改めて「指定通知書」の提出が必要となります。

(きりとり線)

令和 年 月 日

_____郵便局長 様

ゆうちょ銀行_____長 様

秋田市長 穂 積 志

(公印省略)

指定通知書

貴行・局を地方税法第321条の5第4項の規定により市民税・県民税特別徴収の取扱機関に指定しましたので通知します。

記

- | | |
|----------|----------------|
| 1 許可番号 | 貯第1430号 |
| 2 口座番号 | 02290-9-961016 |
| 3 加入者名 | 秋田市会計管理者 |
| 4 取りまとめ店 | 仙台貯金事務センター |

事業所名 _____

一記入例一

令和 6 年 10 月 3 日

秋田山王 郵便局長 様

ゆうちょ銀行 長 様

秋田市長 穂 積 志

(公印省略)

指定通知書

貴行・局を地方税法第321条の5第4項の規定により市民税・県民税特別徴収の取扱機関に指定しましたので通知します。

記

- 1 許可番号 貯第1430号
- 2 口座番号 02290-9-961016
- 3 加入者名 秋田市会計管理者
- 4 取りまとめ店 仙台貯金事務センター

事業所名 秋田市工業株式会社

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

特別徴収義務者の名称・所在地等の変更届出書

(宛先) 秋 田 市 長 令和 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名 称		特別徴収義務者指定番号		
						法 人 番 号
						担 当
		所在地 〒 ー				氏 名
				電 話		

変 更 前	フリガナ		○変更・訂正のある場合は、速やかに提出してください。 ○変更・訂正事項のみご記入ください。 ○誤読をさけるため、名称には必ずフリガナを記入してください。
	名 称		
	所 在 地 (特別徴収関係書類送付先)	〒 ー	
	電 話 番 号	() ー	

変 更 後	フリガナ		変更事由(該当するものに○印をしてください) 1. 名称等の変更 2. 所在地(特別徴収関係書類送付先)の変更 3. 会社合併・吸収 継続する指定番号 <input style="width: 100%;" type="text"/> 継続する法人番号 <input style="width: 100%;" type="text"/> 4. その他 () 変更年月日 令和 年 月 日
	名 称		
	所 在 地 (特別徴収関係書類送付先)	〒 ー	
	電 話 番 号	() ー	

備 考	
-----	--

国民健康保険の加入・脱退の届出について

事業所（会社）を退職されたり健康保険の扶養家族でなくなったりした場合、又は国民健康保険に加入しているかたが事業所（会社）などの健康保険に加入した（扶養家族を含む。）場合は、14日以内に国民健康保険加入・脱退の届出が必要です（任意継続保険に切替えたかたは除きます。）。

マイナンバーによる情報連携（情報照会）は本格運用が開始されていますが、連携対象となる情報を提供者が登録した後、一定期間を要するとされています。

そのため、即日の情報連携ができず、日数を要する場合がありますので、秋田市の国民健康保険加入・脱退の届出に関しましては、この問題が解消されるまでの間は、引き続き資格喪失日や資格取得日が確認できる書類の提出をお願いします。

【届出にご用意いただくもの】

加入の場合

- ・これまで加入していた健康保険の資格喪失証明書
- ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード（注）など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・解雇や倒産など止むを得ない理由により離職されたかたは、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知

脱退の場合

- ・事業所（会社）の被保険者証（国保脱退されるかた全員分）
- ・国民健康保険被保険者証
- ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード（注）など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・70歳以上のかたは、国民健康保険高齢受給者証

※代理人（別世帯のかた）が届出をする場合は、委任状が必要です。

国民年金の届出について

事業所（会社）を退職され、厚生年金・共済組合の資格を喪失した20歳以上60歳未満のかたや、国民年金の第3号被保険者（厚生年金・共済組合に加入している夫や妻に扶養されている配偶者）でなくなつたかたは、国民年金の届出が必要です。

【届出にご用意いただくもの】

- ・資格喪失証明書、雇用保険被保険者離職票など退職年月日がわかるもの
- ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード（注）など）、又は基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※失業による国民年金保険料免除の申請をご希望の場合は、添付書類が必要ですのでお問い合わせください（マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナポータルから申請できます。）。

※代理人（別世帯のかた）が届出をする場合は、委任状が必要です。

（注）通知カードは、券面に記載されている住所、氏名等の事項に令和2年5月25日以降変更が生じていないもの、又は令和2年5月25日以前に変更が生じ、変更後の住所、氏名等が裏面に記載されているものに限ります。

国民健康保険、国民年金の手続きは、一部手続きを除いてご自宅のパソコンやスマートフォンから電子で申請できます。

電子申請 URL https://apply.e-tumo.jp/city-akita-akita-u/offer/offerList_initDisplay（トップページ）



届出・問合せ先：住所地の国民健康保険・国民年金担当課

秋田市市民生活部国保年金課 国保年金資格担当
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
直通電話（018）888-5633

特別徴収税額通知の電子化について

eLTAX（地方税ポータルサービス）により給与支払報告書を提出していただいている特別徴収義務者が特別徴収税額通知（特徴義務者用通知）の受取りを電子データで希望する場合は、eLTAX（地方税ポータルサービス）による受取りが可能となっています。また、令和3年度税制改正大綱により、個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用通知）についても、令和6年度から電子データによる受取りが可能となりました。

受取方法について

1. 「電子データ」による受け取りを希望する場合

eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法を以下のとおり設定してください。また、必ずメールアドレスの設定をしてください。

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）：正本の電子データをeLTAXで受け取る（正本のみ）

特別徴収税額通知（納税義務者用）：電子データをeLTAXで受け取る

2. 「書面」による受け取りを希望する場合

eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法を以下のとおり設定してください。

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）：正本の書面を郵送で受け取る（正本のみ）

特別徴収税額通知（納税義務者用）：書面を郵送で受け取る

3. 受取方法を変更する場合

eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、選択した受取方法を年度途中で変更する場合や受け取るメールアドレスを変更する場合は「特別徴収税額通知受取方法変更届出書」をご提出ください。様式は秋田市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/1003649/1002756.html>)

市民税・県民税特別徴収スケジュール（秋田市）

【年間】

5月支払の給与… 令和5年度の特別徴収最後の引き去り

5月中旬… 秋田市から令和6年度分の特別徴収税額通知書等関係書類をお送りします。

6月支払の給与… 令和6年度の特別徴収最初の引き去り

12月中旬… 令和7年1月に提出する給与支払報告書総括表をお送りします。

1月～5月… この期間中退職や休職があった場合は、本人からの申出の有無に関わらず残りの税額を一括徴収してください。

1月末日… 給与支払報告書の提出期限です。

【毎月】

上旬… 前月提出した異動届による税額の変更の納税者の申告、その他資料による税額の変更があった場合は、秋田市から税額変更通知書をお送りします。

10日… 前月中の退職や転勤などの異動届の提出期限です。また、前月分の特別徴収分の納期限もこの日です。

※年の途中で税額が変更になるかたもいます。税額変更通知書に記載された、納税者（従業員）の月割額をご確認ください。